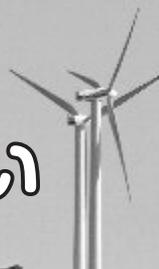


「日本の心のふるさと出雲」を 応援いただける方をご紹介します



出身地などの自治体に寄附ができる「ふるさと納税制度」により、出雲市にも多くの皆さまから寄附をいただいております。

市では引き続き、「日本の心のふるさと出雲」応援寄附金として広く寄附を募ります。

ご家族、ご友人など、遠くふるさと出雲への想いを胸に、出雲を離れて全国で頑張っている方々へ、出雲に心を寄せていらっしゃる皆さまに、広く本制度をPRしていただきますとともに、ふるさと出雲を応援（寄附）していただける方を、ぜひご紹介いたしますよう、お願い申し上げます。

市では、寄附金を次のような事業に活用し、「ふるさと出雲」のさらなる発展を図ります。

活用事業

- ふるさと出雲の歴史文化資源の保存・活用や出雲の魅力の全国発信など、観光振興に資する事業
- ふるさと出雲の高齢者の「人生100年・生涯健康」に資する事業
- ふるさと出雲の産業・福祉・教育・環境などの充実・発展に資する事業
- その他（集落応援隊、出雲ブランド推進事業）



集落応援隊の機材購入費用の一部にも、ふるさと寄附を活用しています。（写真は7月4日に実施した市内窪田地区における草刈作業）

ご寄附いただくと、所得税と住民税から寄附額が一定の限度まで控除されるほか、出雲市独自の取り組みとして、特典を用意しております。

特典について

* 市外在住で10,000円以上寄附された方を対象に、出雲市特産品（5,000円相当）を進呈しています。特産品16品目の内1品目（10万円以上寄附された場合は2品目）を選定いただきます。

また、今年度から、市内宿泊施設（40施設）のご協力により、宿泊料金の割引や特産品のサービスなどの特典がある『特典つき宿泊施設情報・バスポート』を送らせていただいております。



☆事業の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください

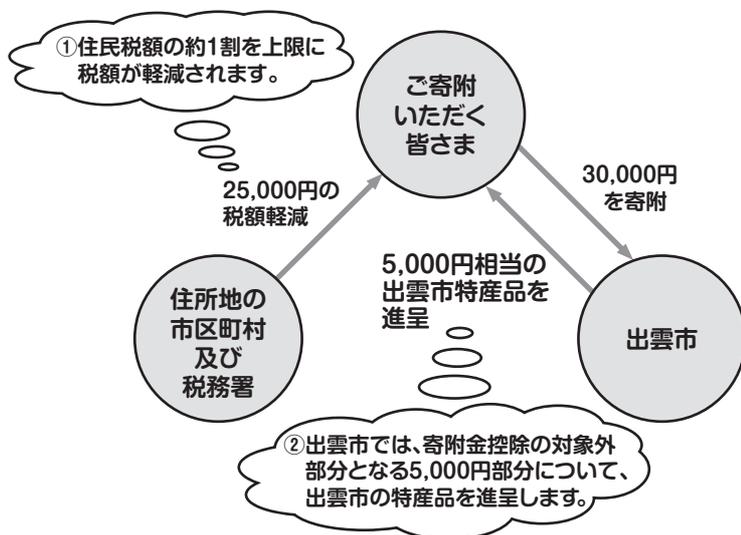
【ふるさと納税制度とは】

平成20年度地方税法改正により、新たに創設された制度で、出身地などの自治体に寄附を行った場合に、寄附金のうち5千円を超える部分について、住所地の自治体に納める住民税額の約1割を上限として、所得税と住民税を合わせて税額控除する制度です。

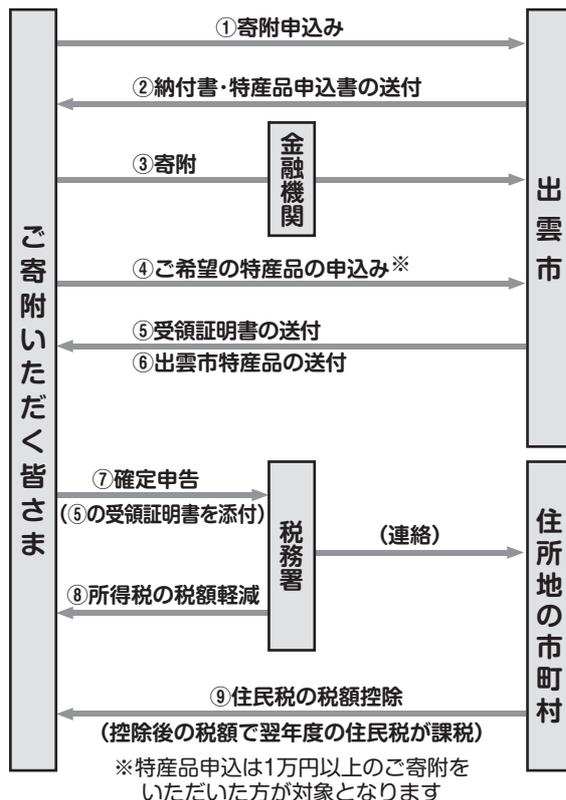
■出雲市にご寄附をいただいた場合(イメージ図)

- ①寄附金のうち、5,000円を超える部分について、住民税額の約1割を上限に、所得税と住民税額が軽減されます。
- ②出雲市では、寄附金控除の対象外となる部分について、ご寄附いただいた皆さまに還元するため、10,000円以上寄附をされた皆さまに、出雲市の特産品を進呈します。(5,000円相当)

(例)所得税率10%、住民税所得割額が30万円の方が、3万円を寄附された場合



出雲市への寄附手続きの流れ



出雲市への寄附の手続き

■寄附金の申し込み方法

出雲市への寄附金(「日本の心のふるさと出雲」応援寄附金)は、以下の方法により申し込みができます。

1. インターネットで申し込みの場合
市ホームページ内の「しまね電子申請サービス」により申し込みができます。
2. 郵送、FAX、Eメールによる申し込みの場合
寄附申込書に必要事項を記入のうえ、下記申し込み先まで送付してください。

■寄附金の振り込み方法

1. 納付書による納付
寄附の申し込みをいただきましたら、専用の納付書を郵送いたします。納付書に記載された金融機関の窓口で納付してください。
(ゆうちょ銀行(郵便局)および納付書に記載の金融機関(みずほ銀行ほか)では、振込手数料は必要ありません)
2. 口座振込による納付
寄附の申し込みをいただきましたら、後日、口座番号など振込先を連絡いたします。最寄りの金融機関の窓口やATMを利用してお振り込みください。
(振込手数料については、ご負担いただくようになります)

●寄附金(ふるさと納税)についての申し込み・おたずね
出雲市役所 政策企画課 出雲ブランド室 TEL(0853)21-6274 FAX(0853)21-6729
Eメール izumo-brand@city.izumo.shimane.jp
ホームページ <http://www.city.izumo.shimane.jp>